

6 福祉と年金

日本で暮らす外国人住民は、在留資格に基づいて住民登録が可能になり、住民登録がある人は、さまざまな社会保障制度を利用することができます。福祉や保険制度は、日本人にとっても難しいものですが、当事者が母国にない制度を理解することは一層難しく、手続も困難になります。必要な制度を利用するには、誰もが制度にアクセスできるよう、多言語での情報提供や伴走型の支援がますます重要になります。

(1) 社会福祉

日本の社会福祉制度は、自らの力で主体的に生活を営むことが難しい時に必要な援助を行うという考え方のもと、本人の選択・意思決定によってさまざまな福祉サービスを利用できるようになっています。想定される対象は、障害者、高齢者、児童・母子、困窮者などですが、昨今は、領域をまたぐ、あるいは制度の狭間に落ちてしまいがちな人のために横断的な支援制度が構築されています。在留資格や言語の壁などにより、外国人住民は制度の狭間に置かれやすく、複雑・複合的な課題に直面するケースが少なくありません。多くの機関は連携して支援できるので、困った時は、まずはどこかの窓口で相談してみてください。

制度の利用は住民登録が基本ですが、在留資格を問わず利用可能な場合があります。例えば、児童福祉法には国籍要件がなく、外国人にも適用されます。したがって、虐待からの児童の保護や福祉施設への措置に在留資格が要件になることはありません。

せん。女性のDV保護も同様です。ただし、法的に利用可能な制度であっても、実際の利用にはさまざまな制約が立ちはだかることもあります。言葉や文化の違いが入所を阻んだり、家族滞在や特定活動など就労制限がある在留資格で生活保護の対象とならない場合には、可否判断が分かれることがあります。置かれている状況によって一律に可能・不可能となるわけではなく、相談の記録を残すこと自体が重要である場合もあります。

在留資格の種類や期限によって利用できない制度は、生活保護、福祉資金の貸付などです。自治体による違いもあるので、確認が必要です。

一時的な生活困窮のために支援サービスを利用しようとする時は、直近の雇用契約や給与明細の提出が必要となる場合があります。これらの書類がそろわないと、実質的な受給資格があっても申請できません。日本語の書類はその重要性が伝わりにくく、誤って破棄されてしまうリスクがあります。労働に関する書類は大切なものとして、一定期間保管しておくよう助言することも必要です。

case 21 東京都新宿区

高齢化への対応～外国人材に選ばれる国になるために

新宿区は東京都のなかで外国人住民の割合が最も高く、特に在日コリアンの高齢化が進んでいる自治体です。新宿区は東京都のなかでも外国人住民の割合が高い自治体であり、日本人と同様に在留外国人の高齢化も進んでいます。在留外国人の高齢化率は2021年に7%を超え、特に韓国・朝鮮籍の高齢化率は31%に達しています。彼ら・彼女らのような、日本の経済発展に長年貢献してきた人々が安心して老後を迎えられる国に、日本はなっているのでしょうか。

自治体から支援を受けることが可能なはずなのに相談に行かず諦めてしまい、いつの間にか孤立してしまう韓国・朝鮮籍の高齢者が多くいることがわかり、在日韓国人福祉会が設立されました。複合的な生活課題、介護や医療など多様化するニーズに対応するには、行政と連携しながら生活支援の拠点づくりが必要であると考えたのです。

在日韓国人福祉会は、外国籍ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、福祉領域の教育関係者などが集まり、生活相談や各種書類の翻訳、通訳・同行支援、緊急支援などの個別支援活動や、定期見守りなど認知症高齢者の支援、フレイル予防や食支援活動、日本語学習支援など居場所づくり、会員同士のネットワークづくり、オモニ（母）の韓国料理教室などの地域福祉活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の流行によって社会の動きが止まった時は、情報を十分に取れないことや漠然とした不安感もあり、地域の高齢者からの相談が増えました。支援対象となる高齢の方の背景はさまざまで、1980年代に

来日したニューカマー、日本人との国際結婚、在日韓国・朝鮮人で日本語しか話せない方もいます。高齢化に伴って母語がえりが表れて母語での支援や介護が必要になる方もいますが、帰国を望んだとしても、40年前後日本で暮らしている間に母国の韓国社会も様変わりし、人間関係の多くが日本にある中で家族の縁が切れてしまうと、今さら帰国しても暮らしていけない方もいます。日本の高齢者施設に入居しても言葉や文化の壁から望むケアを受けられず、施設内でも孤立してしまう例もあり、ここには、そのような相談も寄せられます。

寄付金や助成金、補助金を受けて活動しているものの、会の維持運営は大変です。地域で暮らす在日韓国人高齢者のニーズに応えようとしても、居場所を求めて遠方からも同胞の人たちがやってきます。しかし、制度上の事業として実施する場合には、利用者さんの居住地や介護保険上の等級によって細かな条件があり、困っている人なら「誰でも」という理念とは合致しません。

解決できない課題はありますが、代表の金さんは「今は発信することが使命」と言います。制度の狭間に落ちてしまう人や孤立する高齢者は、社会全体の課題と言えます。「コミュニケーションできない人はケアできない」という現状を打破するために、多様な取り組みが求められています。



(2) 社会保険

社会保険には、医療、年金、介護、雇用、労災保険の5つがあり、医療保険は健康保険や国民健康保険などの各種健康保険、年金には厚生年金保険や国民年金があります。

国民健康保険、介護保険、国民年金は住民登録があることで加入でき、労働保険は日本人と同様に適用されます。社会保険の加入は外国人住民であっても任意ではなく、義務となります。

国民健康保険料の納付が難しい時は、市区町村役場で納付相談を行ってください。減免や猶予、分割納付が認められる場合があります。手続をしないまま滞納してしまうと延滞金が発生したり、差押さえが行われる場合があります。

国民年金の支払いが困難な場合には、所得に応じて免除の手続を行うことができます。免除には4分の1、半額、4分の3、全額免除があります。免除の期間も資格期間に算定され、年金額にも反映されます。反映される金額は、免除の種類に応じて計算されます。

保険料の納付状況は、在留期間の更新や永住・帰化申請の審査において重要な要素となります。手続をすれば免除や猶予が認められる可能性があるため、将来の安定した生活設計のためにも、支払いが困難な時は放置せず、役所や年金事務所で相談し、免除や猶予などの必要な手続を行ってください。

公的年金の受給資格期間は10年で、受給額は納付月数と納付した金額によって異なります。給付の種類には、障害年金、遺族年金、老齢年金の3種類があります。日本の年金制度については、日本年金機構のウェブサイト¹に外国人向けのページがあり、14か国語に翻訳されています（日本年金機構 外国人のみなさまへ 国民年金のご案内）。

外国人住民の方が母国に帰る際の年金の扱いを以下に説明します。

① 脱退一時金

脱退一時金は、外国人の方が母国へ帰る時に、支払った年金保険料の一部が払い戻しされる制度です。帰国後2年以内に手続きした場合に支給されます。支給条件は以下のとおりです。

- 日本国籍を有しない
- 年金の加入期間が6か月以上10年未満（保険料未納期間は除く）
- 障害年金を受ける権利を持っていない、過去に持ったことがない
- 日本に住所がない
- 社会保険の資格を喪失してから2年が経過していない

脱退一時金の支給額は、国民年金と厚生年金とで計算方法が異なり、被保険者であった期間によっても異なります。個別の支給金額については、日本年金機構などのウェブサイト²を参照するか、最寄りの年金事務所に相談してください。

受給申請にあたり、注意することがあります。

- 一時金を受け取る時は所得税が源泉徴収され、残金が振り込まれます。
- 帰国後に一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前のすべての期間が年金加入期間ではなくなってしまうため、将来日本で年金を受け取る可能性がある場合や、帰国する国が社会保障協定国で、年金加入期間を通算する場合には、

事前によく確認してください。

- 日本にまだ住所がある時は申請できません。転出届を提出した後で、請求するようにしてください。

② 海外で受給する

外国人の方は日本から住所がなくなると、国民年金には加入できません。ただし、受給資格期間を満たしていれば、帰国後に海外からでも年金の請求手続および受給ができます。10年の受給資格期間には免除や合算の期間も含まれ、確定した受給権は海外に転出して消失しません。海外で年金を受け取るには手続が必要です。詳細は、日本年金機構のウェブサイト³などで確認してください。

③ 社会保障協定

人々の国境を越える活動が活発になり海外で働く機会が増えると、滞在国と出身国の両方の法律が適用されることがあります。年金については、滞在国および出身国の法律に従って社会保障制度への加入が求められることがあり、2つの国で二重に年金を支払うことや、一定期間年金を納めても加入期間が要件を満たさず受給することができない「掛け捨て」になってしまう問題が起こり得ます。そのため、日本は次に示す国と個別に二国間協定を結び、それらの国とは「保険料二重負担の防止」、「年金加入期間の通算」の措置が取られています。2024年4月1日現在、日本と協定を締結する国は23か国ですが、協定の内容については各国で特有の取り扱いもあります。詳細は、日本年金機構のウェブサイト⁴または協定国の社会保障制度に関する情報を確認してください。

（図表2-12）社会保障協定の基本的内容

二重負担の防止	相手国の企業から派遣される被用者および自営業者は、原則として就労する国の社会保障制度のみに加入し、自国での社会保障制度への加入は免除されます。ただし、海外で働く期間が短期（5年以内）の場合は、例外的に引き続き自国の年金への加入を継続することができます。
年金加入期間の通算	自国および滞在国内で年金を支払った期間が通算されます。ただし、ある月に両国で二重に支払っていた場合は1ヶ月として計算され、期間は二重に計算されません。日本では老齢年金の受給は10年間の加入が要件となるので、通算で10年以上の加入期間がある場合には受給権が発生します。受給額は、日本で支払った受給額に相応します。

社会保障協定締結国
ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア
※イギリス、韓国、中国、イタリアとの協定は「保険料二重負担の防止」のみ。